

〔特別の法人〕

事業所の新設

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
②	職業紹介事業計画書（様式第2号） ※複数事業所を同時申請する場合、申請する事業所ごとに作成	1	2
③	職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 [様式第6号] 第1面～2面 ※職種・地域を定める場合	1	2

【添付書類】			
①	事務所の賃貸借契約書等（使用目的等で「事務所使用」が含まれているもの） ※申請法人所有の場合 「不動産登記事項証明書」 ※賃貸借契約の場合 「不動産賃貸借契約書」 ・ 仲介事業者を介さず、かつ貸主が個人の場合は上記に加え「不動産登記事項証明書」（任意） ※転貸借の場合 「原契約書」・「転貸借契約書」・「所有者の承諾書」 ・ 貸主が個人の場合は、上記に加え「不動産登記事項証明書」（任意） ※使用目的等で「事務所使用」が確認出来ない場合は「使用承諾書」 ※事業所のレイアウト図（職業紹介事業に使用するスペースの縦・横・面積がわかるもの）	1	1
②	職業紹介責任者の住民票の写し（本籍地記載があり、個人番号の記載がないもの）	1	1
③	職業紹介責任者の履歴書 ※「氏名」「生年月日」「住所」「職歴」「賞罰の有無」を記載 〔 職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間が無いように 「求職活動」や「法人設立準備」等の期間についても記入すること。 〕 ※写真不要	1	1
④	職業紹介責任者に係る職業紹介責任者講習受講証明書（受講日が申請受理日前5年以内）		2
⑥	業務の運営に関する規程 ※取扱職種、地域の限定等、その内容に応じて作成		2
⑦	個人情報適正管理規程		2

（注意）

▷同一法人内の他の許可事業所で既に選任されている者を、異動により引き続き職業紹介責任者に選任する場合は、添付書類の②（氏名・住所に変更がない場合のみ）と③は省略可能です。

▷ 職業紹介責任者は、成年に達した後3年以上の職業経験を有する方を選任してください。

▷ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。

▷ 大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。

【提出期限】 ○ 新設後10日以内（ただし、新設する前に相談が必要です。）

【手数料】 ○ なし

【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局

〔特別の法人〕

法人名称の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2
【添付書類】			
①	定款又は寄附行為（変更がある場合） ※変更後のものが作成されていない場合は、総会議事録を添付		2
②	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1	1
（注意） ▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。 ▷大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。 【提出期限】 ○ 変更後30日以内 【手数料】 ○ なし 【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局			

法人住所の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2
【添付書類】			
①	定款又は寄附行為 ※変更後のものが作成されていない場合は、総会議事録を添付 ※定款の内容に変更がない場合は不要		2
②	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1	1
※法人住所と事業所所在地（職業紹介事業を行う場所）が同一であり、同時に変更した場合には、次の添付書類も必要となります。			
③	事務所の賃貸借契約書等（使用目的等で「事務所使用」が確認できること）		
	※申請法人所有の場合 「不動産登記事項証明書」	1	1
	※賃貸借契約の場合 「不動産賃貸借契約書」		2
	・ 仲介事業者を介さず、かつ貸主が個人の場合は上記に加え「不動産登記事項証明書」（任意）	1	1
	※転貸借の場合 「原契約書」・「転貸借契約書」・「所有者の承諾書」		2
	・ 貸主が個人の場合は、上記に加え「不動産登記事項証明書」（任意）	1	1
	※使用目的等で「事務所使用」が確認出来ない場合は「承諾書」	1	1
	※事業所のレイアウト図（職業紹介事業に使用するスペースの縦・横・面積がわかるもの）		2
（注意） ▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。 ▷大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。 【提出期限】 ○ 変更後30日以内 【手数料】 ○ なし 【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局			

〔特別の法人〕

代表者の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2
【添付書類】			
①	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1	1
②	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式） ※役員全員の氏名（ふりがな）、住所が記載されたもの。	1	1
※就任する方が職業紹介責任者を兼務する場合は、次の添付書類も必要となります。			
③	職業紹介責任者にかかる職業紹介責任者講習受講証明書（受講日が変更の日前5年以内）		2
（注意） ▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合がありますことをご了承ください。 ▷大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。 【提出期限】 ○ 変更後30日以内 【手数料】 ○ なし 【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局			

代表者の氏名・住所変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕 ※職業紹介責任者を兼務している場合は、様式の⑫欄にも記入してください。	1	2
【添付書類】			
①	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1	1
②	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式） ※役員全員の氏名（ふりがな）、住所が記載されたもの。	1	1
（注意） ▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合がありますことをご了承ください。 ▷大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。 【提出期限】 ○ 変更後30日以内 【手数料】 ○ なし 【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局			

※役員の手続きは、下記の「非常勤」等を含む全ての方が対象となります。

◆農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合：理事・監事・経営管理委員
◆商工会議所：会頭・副会頭・専務理事・常議員・監事及び理事
◆商工会：会長、副会長、理事及び監事
◆森林組合・事業協同組合・商工組合：理事及び監事
◆中小企業団体中央会：会長、理事及び監事

(特別の法人)

役員の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）【第1面・第2面】	1	2
【添付書類】			
【法人の登記事項証明書に当該役員の記載がある場合】			
①	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（注）	1	1
②	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式）※役員全員の氏名（ふりがな）、住所が記載されたもの。	1	1
【法人の登記事項証明書に当該役員の記載がない場合】			
①	役員就退任が確認できる総会議事録	1	1
②	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式）※役員全員の氏名（ふりがな）、住所が記載されたもの。	1	1
※就任する方が職業紹介責任者を兼務する場合は、次の添付書類も必要となります。			
③	職業紹介責任者にかかる職業紹介責任者講習受講証明書（受講日が変更の日前5年以内）		2
（注意） ▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合がありますことをご了承ください。 ▷大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。			
【提出期限】 ○ 変更後30日以内			
【手数料】 ○ なし			
【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局			

役員の氏名・住所変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）【第1面・第2面】 ※職業紹介責任者を兼務している場合は、様式の⑫欄にも記入してください。	1	2
【添付書類】			
【法人の登記事項証明書に当該役員の記載がある場合】			
①	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（注）	1	1
②	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式）※役員全員の氏名（ふりがな）、住所が記載されたもの。	1	1
【法人の登記事項証明書に当該役員の記載がない場合】			
①	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式）※役員全員の氏名（ふりがな）、住所が記載されたもの。	1	1
（注意） ▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合がありますことをご了承ください。 ▷大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。			
【提出期限】 ○ 変更後10日以内(法人の登記事項証明書が変更された場合は30日以内)			
【手数料】 ○ なし			
【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局			

※役員の手続きは、下記の「非常勤」等を含む全ての方が対象となります。

◆農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合：理事・監事・経営管理委員
◆商工会議所：会頭・副会頭・専務理事・常議員・監事及び理事
◆商工会：会長、副会長、理事及び監事
◆森林組合・事業協同組合・商工組合：理事及び監事
◆中小企業団体中央会：会長、理事及び監事

〔特別の法人〕

事業所名称の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2
【添付書類】 ☐ 不要			
※ただし、法人名称も同時に変更した場合は、次の添付書類が必要となります。			
①	定款又は寄附行為（変更がある場合） ※変更後のものが作成されていない場合は、株主総会議事録を添付		2
②	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（変更がある場合）	1	1
（注意） ▷法人名称も同時に変更した場合は、①②について提出が必要です。 ▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。 ▷大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。			
【提出期限】 ☐ 変更後10日以内			
【手数料】 ☐ なし			
【提出先】 ☐ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局			

事業所所在地の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2
【添付書類】			
①	定款又は寄附行為（変更ある場合） ※変更後のものが作成されていない場合は、株主総会議事録を添付		2
②	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（変更がある場合）	1	1
③	事務所の賃貸借契約書等（使用目的等で「職業紹介の事務所使用」が確認できること）		
	※申請法人所有の場合 「不動産登記事項証明書」	1	1
	※賃貸借契約の場合 「不動産賃貸借契約書」		2
	・ 仲介事業者を介さず、かつ貸主が個人の場合は上記に加え「不動産登記事項証明書」（任意）	1	1
	※転貸借の場合 「原契約書」・「転貸借契約書」・「所有者の承諾書」		2
	・ 貸主が個人の場合は、上記に加え「不動産登記事項証明書」（任意）	1	1
	※使用目的等で「職業紹介の事務所使用」が確認出来ない場合は「承諾書」	1	1
	※事業所のレイアウト図（職業紹介事業に使用するスペースの縦・横・面積がわかるもの）		2
（注意） ▷事業主住所と事業所所在地（職業紹介事業を行う場所）が同一であり、同時に変更した場合には、①②について提出が必要です。 ▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。 ▷大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。			
【提出期限】 ☐ 変更後10日以内			
【手数料】 ☐ なし			
【提出先】 ☐ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局			

〔特別の法人〕

職業紹介責任者の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2
【添付書類】			
①	就任した方の住民票の写し（本籍地記載があり、個人番号の記載がないもの。）	1	1
②	就任した方の履歴書 ※「氏名」「生年月日」「住所」「職歴」「賞罰の有無」「職業経験年数」を記載 （ 職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間が無いように 「求職活動」や「法人設立準備」等の期間についても記入すること。 ※写真不要	1	1
③	職業紹介責任者にかかる職業紹介責任者講習受講証明書（受講日が変更の日前5年以内）		2

（注意）

▷同一法人内の他の許可事業所で既に選任されている者を、異動により引き続き職業紹介責任者に選任する場合は、添付書類の①（氏名・住所に変更が無い場合）②③とも省略可能です。

▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。

【提出期限】 ○ 変更後30日以内

【手数料】 ○ なし

【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局

職業紹介責任者の氏名・住所変更

職業紹介責任者が役員を兼務する場合は、役員の氏名・住所の変更を合わせて行う必要があります。

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2
【添付書類】			
①	変更した方の住民票の写し（本籍地記載があり、個人番号の記載がないもの。）	1	1

（注意）

▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。

【提出期限】 ○ 変更後30日以内

【手数料】 ○ なし

【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局

〔特別の法人〕

取扱職種又は取扱地域（国内）の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
【添付書類】 ○ なし			
【提出期限】 ○ 変更後10日以内			
【手数料】 ○ なし			
【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局			

国外にわたる職業紹介を行う場合（許可取得後に追加する場合）

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
【添付書類】			
【取次機関（業務提携先企業）を利用しない場合】			
①	相手先国の関係法令（職業安定法や労働関係法等（公用語））とその日本語訳（相手国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみで可）		2
②	相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（外国語で記載されている場合はその日本語訳を添付） 相手先国で許可等を受けている場合：許可証又は登録証等 相手先国で許可等を受けていない場合：許可を受けずに活動することができること（法規制がないこと）を、当該国若しくは日本における法律専門家が証明した書類		2
【取次機関（業務提携先企業）を利用する場合】			
①	相手先国の関係法令（職業安定法や労働関係法等（公用語））とその日本語訳（相手国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみで可）		2
②	相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（外国語で記載されている場合はその日本語訳を添付） 相手先国で許可等を受けている場合：許可証又は登録証等 相手先国で許可等を受けていない場合：取次機関が許可を受けずに活動することができることを、当該国若しくは日本における法律専門家が証明した書類		2
③	取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書（外国語で記載されている場合はその日本語訳を添付）		2
④	取次機関に関する申告書 [通達様式第10号]	1	1
▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。			
【提出期限】 ○ 変更後10日以内			
【手数料】 ○ なし			
【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局			

〔特別の法人〕

求人者・求職者の範囲及び数の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
【添付書類】			
①	変更内容が確認できる任意の書類 （組合員名簿、組合員数が確認できる書類）		2

（注意）
▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。

【提出期限】 ☐ 変更後10日以内

【手数料】 ☐ なし

【提出先】 ☐ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局

職業紹介事業の廃止（全事業所）

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	職業紹介事業廃止届出書（様式第7号）	1	2
【提出期限】 ☐ 廃止後10日以内			
【手数料】 ☐ なし			
【提出先】 ☐ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局			

紹介事業所の廃止（一部の事業所のみ）

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
【提出期限】 ☐ 廃止後10日以内			
【手数料】 ☐ なし			
【提出先】 ☐ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局			